

鳥取県特例子会社設立等助成金の事務手続きについて

1. 認定申請提出 (施設設備設置着手の概ね6か月前)

2. 認定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業要件の達成

5. 交付申請 (要件を満たした日から6か月経過後の30日以内)

◎助成金の支払い

6. 交付申請 (要件を満たした日から1年6か月後の30日以内)

◎助成金の支払い

7. 交付申請 (要件を満たした日から2年6か月後の30日以内)

◎助成金の支払い

8. 企業状況報告 (翌年度の4月20日まで)

9. 企業状況報告 (翌々年度の4月20日まで)

10. 企業状況報告 (翌々翌年度の4月20日まで)

資料提出・問い合わせ先 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話 0857-26-7693 ・ ファクシミリ 0857-26-8169
koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp